



鳥取県公報

平成14年5月8日(水)

号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(292)(経営支援課) 1

告 示

鳥取県告示第292号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年5月8日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年5月8日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.4パーセント</td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.425パーセント</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が1年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.4パーセント</td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.425パーセント</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が1年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント														
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント														
略	略														
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が1年以内であるものに限る。)を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年0.4パーセント														
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント														

